

○沼津市渡し船条例

平成9年3月26日条例第8号

改正

平成17年10月5日条例第40号

平成20年10月20日条例第37号

沼津市渡し船条例

(趣旨)

第1条 この条例は、渡し船の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 沼津市は、恵まれた水辺を活用し、あわせて観光振興を図るため、渡し船を設置し、その名称及び運航区域は、次のとおりとする。

名称	運航区域
我入道の渡し船	狩野川（三園橋から下流域）

(運航日及び運航時間)

第2条の2 我入道の渡し船（以下「渡し船」という。）の運航日及び運航時間は、規則で定める。

(旅客の定員)

第3条 渡し船の旅客の定員は、12人とする。

(利用の禁止)

第4条 市長は、次の各号の一に該当するときは、渡し船の利用を禁止することができる。

- (1) 利用者に迷惑をかけ、又は渡し船の安全な運航を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (2) 渡し船等の施設及び付属設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 小学校就学前の者で、保護者が同伴しないとき。
- (4) 係員の正当な指示に従わないとき。
- (5) その他その利用が不適當であると認められるとき。

(使用料)

第5条 渡し船を利用する者は、次に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

区分	金額
大人（中学生以上）	1人1回につき 100円
小人（小学生）	1人1回につき 50円

備考

- 1 「中学生」とは、中学校の生徒及びこれに準ずる者をいう。
- 2 「小学生」とは、小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。

(使用料の還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第7条 市長は、渡し船の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第8条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された書類により、次に掲げる要件について審査し、渡し船の設置目的を達成するために最もふさわしいと認めるものを、指定管理者として指定するものとする。

- (1) 渡し船の利用に関し、平等性が確保できること。
- (2) 渡し船の効果的な管理を実現できること。
- (3) 事業計画に基づく管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第9条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 渡し船の運航日及び運航時間の変更に関する業務。ただし、運航日又は運航時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 第4条の規定による利用の禁止に関する業務
 - (3) 渡し船等の施設及び付属設備等の維持管理に関する業務
 - (4) その他市長が必要と認める業務
- (指定管理者の指定等の告示)

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成17年10月5日条例第40号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の沼津市渡し船条例第7条の規定によりその管理を委託されている我入道の渡し船の管理については、この条例による改正後の沼津市渡し船条例第7条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

付 則（平成20年10月20日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。